

# 時間外受診の患者さまへ 時間外選定療養費の支払いについて

当院は地域医療支援病院、二次救急医療機関として、緊急性の高い重症な患者さんを24時間体制で受け入れています。

しかし、緊急対応が必要な患者さん以外の方(緊急性の低い軽症な方)が夜間・休日に多く来院されますと、重症患者に対する迅速な対応に支障が生じる場合があります。

そこで、緊急性の低い軽症な患者さんの診療時間外(夜間・休日を含む)の受診については、下記の要領にて、診療費とは別に選定療養費の徴収をさせていただきます。

地域医療支援病院そして二次救急医療機関として地域の救急医療を維持していくため、当院の機能と役割を皆様のご理解をお願いいたしますとともに、適正な時間外受診に何卒ご協力のほどお願いいたします。

【選定療養費金額】

7,700 円 (税込)

【徴収対象時間】

平日：17:00 ~ 翌朝8:30

土曜：12:30 ~ 翌朝8:30

日曜日・祝日・年末年始：終日

※年末年始(通常12/29午後 ~ 1/3終日)

【次に該当する方は徴収対象外となります】

- ・救急車で来院された方
- ・他院からの救急外来受診のための情報提供書(紹介状・日付が当日のもの)をお持ちの方
- ・当院で治療中の疾患において、病状増悪により時間外に受診の必要があった場合(出産予定も含む)

( \* 新たな疾患等、治療中ではない疾患に関しては時間外選定療養費の対象となります )

- ・当院で治療中の疾患において、注射・処置等のため救急外来を受診するように指示された場合
- ・救急外来で受診後、引き続き緊急入院(緊急転院)となった場合
- ・生活保護による医療扶助の方、特定疾患や障害など各種公費負担医療制度受給対象の方(乳幼児医療、義務教育就学児医療、ひとり親家庭医療は徴収対象)

※ 当院受診中の方も対象外でなければ徴収に該当します。ご理解ください。



社会福祉法人 親善福祉協会  
国際親善総合病院

令和 7年 6月 1日